

仕 様 書

1. 業 務 名

プロサッカーチームの試合開催に伴う会場設営等委託業務

2. 業務期間

契約日から令和8年9月30日まで
(試合開催日：令和8年9月26日)

3. 業務場所

下関市向洋町1丁目10-1 (セービング陸上競技場)
※業務場所の会場図に関しては、別紙1を参照のこと

4. 業務内容及び仕様

(1) 仮設得点板関係設置撤去業務

- ・セービング陸上競技場 (以下「競技場」とする。) の倉庫に格納してある仮設得点板 (仕様等は別紙2を参照のこと) を、試合前日の9月25日までに、別紙1の①付近に設置する。
- ・得点板に表示する、山口の対戦相手チーム名のシートを製作し、得点板のベース板から前回の対戦相手のチーム名を撤去したのち作成したシートを貼付する。
(参考) ベース板サイズ：H700mm×W1,530mm
シート素材：塩ビ系シート材
文字サイズ (2文字の場合)：1文字当たり49cm
- ・5月25日までに、上記機材を撤去し、元の場所に格納する。
- ・暴風警報が発令される程度の強風 (秒速20m) においても、安全を確保できる足場とアンカー、鉄杭等で補強すること。

(2) シャワーユニット設置撤去業務

- ・ドーピングコントロール室兼審判更衣室として、1人又は2人使用することができるシャワーユニット (参考：FS2-25R) 2基を、試合前日の9月25日に、別紙1の②付近に設置し、給排水設備を含め、使用できる状態にする。なお、シャワーはお湯の使用ができること。
- ・9月28日までに撤去する。

(3) 仮設トイレ・手洗いユニット設置撤去業務

【仮設トイレ等の仕様と台数】

- ・大小兼用トイレ (以下「A」とする。) 10基
※概ね別紙3の大きさ
- ・小用トイレ (以下「B」とする。) 10基
※概ね別紙3の大きさ
- ・手洗いユニット (以下「C」とする。) 2基

【設置場所・台数】

- ・別紙1の③の位置 A：6基 B：6基 C：1基
- ・別紙1の④の位置 A：4基 B：4基 C：1基

※設置場所及び台数は変更する場合がありますので、予めご了承ください。

【設置日及び撤去日】

- ・試合前日の9月25日に上記A・B・Cを設置し、9月28日までに撤去すること。また、手洗いユニット及びトイレの水やトイレットペーパーの補充は適宜おこなうこと。
- ・試合終了後から撤去までの間、使用できないよう施錠する等の対応をすること。

【汲み取りに関して】

- ・上記A・Bに関しては、試合終了後、撤去するまでに、汲み取り組合業者が汲み取りを1回行い、その後、撤去を行うこと。

(4) 時計1台、得点掲示板1台、ルーフベンチ5基の設置撤去業務

- ・乃木浜総合公園（下関市乃木浜2丁目）の倉庫に格納してある時計1台及び得点掲示板1台、維新みらいふスタジアム（山口市維新公園4丁目）の倉庫に格納してあるルーフベンチ5基を、試合前日の9月25日に競技場のトラック内に運搬し、これらを設置する。
- ・試合終了後、9月26日中に上記機材を競技場の軒下等に移動し、9月30日までに、乃木浜総合公園及び維新みらいふスタジアムの倉庫まで運搬し、格納する。なお、搬出日は、各施設管理者と協議をし、決定すること。
- ・設置場所に関しては、本市、競技場の施設管理者、試合の主催者との協議により設置する。
- ・時計1台、得点掲示板1台については、別紙4を参照のこと。
- ・ルーフベンチについては、別紙5を参照のこと。

(5) 完了報告書の提出

- ・前記4.（1）から（4）までの業務完了後、施工前、施工中、施工後の各写真を添付の上、完了報告書を本市へ提出すること。

5. その他留意事項

- (1) 受注者は本市、競技場の施設管理者、試合の主催者（以下「本市等」という。）との協議のうえ、本市等の意向及び意見を反映させた上で、本業務を実施すること。
- (2) 受注者は本業務遂行中に疑義が生じた場合は、その都度速やかに本市等と協議の上、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は本業務を遂行するにあたり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受注者は本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本業務の仕様書を遵守するとともに、本市等の意図及び目的を十分に把握した上で、正確かつ丁寧に本業務を遂行し、完了すること。
- (5) 受注者が本業務において、重機等を使用する場合、全天候舗装に養生をすること。なお、本業務の施行時において、芝生等を加工する場合は、原状に復すこと。
- (6) 天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責めに帰することができない理由により撤去日等に変更がある場合は、本市等と協議の上、その指示に従うものとする。